

佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付要綱

(令和6年3月29日佐野市告示第82号)

(趣旨)

第1条 本市における温室効果ガスの排出削減を推進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化の取組を行った者に対し、市が予算の範囲内で交付するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築し、又は購入すること及び自己が居住する住宅（賃貸住宅及び集合住宅を除く。以下同じ。）に省エネルギー性能の向上に資する設備を設置し、又は改修することをいう。
- (3) 太陽光発電設備 蓄電池設備と常時接続し、太陽電池により太陽光を電気に変換する設備及びこれに附属する設備であって、住宅の家電製品に給電することを主な目的とするものをいう。
- (4) 蓄電池設備 太陽光発電設備と常時接続し、電力の充電及び給電ができる蓄電池及び電力変換装置により構成する設備をいう。
- (5) HEMS 住宅の電力の使用量、発電量等を自動で計測し、モニター画面等で確認できる機能を有するシステムをいう。
- (6) 高断熱窓 熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下の窓をいう。
- (7) 電気自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証において燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (8) V2H 電気自動車等と住宅の間で充電及び給電をすることができる設備をいう。
- (9) 電気自動車等充電設備 電気自動車等に充電をすることができる設備及びV2Hをいう。
- (10) BELS 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第33条の2第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に定められた第三者による評価を受けた建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表右欄に掲げる要件に該当する事業とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野

市条例第64号)又は佐野市国民健康保険税条例(平成17年佐野市条例第65号)の規定により課された全ての市税(以下「市税」という。)を滞納していないこと。

(3) 補助金の申請に係る住宅に自らが居住していること。

(4) 同一の補助対象事業について、既にこの告示による補助金の交付の決定を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入に要する費用

(2) 設置する設備の本体、部材及び架台の購入並びにその設置に係る費用

(3) 改修の施工に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2の左欄に掲げる補助対象事業の区分ごとに同表右欄に掲げる額又は同欄に掲げる計算方法により算出した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の場合において、太陽光発電設備若しくは蓄電池設備の設置又は高断熱窓への改修については、別表第2の右欄に掲げる金額を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 同意書又は住民票の写し及び市長が発行した納税証明書

(2) 申請に係る住宅の位置図

(3) 申請に係る住宅の全景の写真

(4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入を除く補助対象事業に係る補助金の交付の申請をする場合は、太陽光発電設備及び蓄電池設備の配置図及び設置状況が確認できる写真

(5) 余剰電力を電力会社に売電する場合は、電力会社と契約した電力の売買に係る契約書の写し

(6) 補助対象事業が完了した日が確認できる書類(工事請負者又は販売者が作成した書類にあっては、代表者印及び会社印が押印されたものに限る。)

(7) 補助対象事業に係る領収書の写し又は申請者が当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し

(8) 別表第3の左欄に掲げる補助対象事業の区分ごとに同表右欄に掲げる書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入に係る補助金の交付の申請をする場合は、同一の住宅に係る太陽光発電設備、蓄電池設備若しくはHEMSの設置又は高断熱窓への改修に係る補助金の交付の申請をすることはできない。

3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入を除く補助対象事業に係る補助金の交付の申請を行う場合は、当該補助対象事業が新規に行われたものでなければならない。

4 第1項の規定による申請は、補助対象事業が完了した日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、電気自動車等充電設備が設置されたネット・ゼロ・エネルギー・ハ

ウスを購入する場合は、当該電気自動車等充電設備の設置に係る申請については、当該ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを購入した日から起算して1年以内において行うことができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付決定通知書により、補助金の交付をしないことと決定したときはネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により第8条の規定による補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、偽りその他不正の手段により交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の様式)

第12条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の佐野市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助の要件
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入	次のいずれにも該当すること。 (1) 国が定めたネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの定量的要件を満たしている住宅であること。 (2) 申請者が新築した住宅又は購入した住宅（新築であるものに限る。）であること。
太陽光発電設備の設置	次のいずれにも該当すること。 (1) 新品であること。 (2) 蓄電池設備が設置されていること。

蓄電池設備の設置	次のいずれにも該当すること。 (1) 新品であること。 (2) 太陽光発電設備が設置されていること。
高断熱窓への改修	次のいずれにも該当すること。 (1) 既設窓の改修であること。 (2) 次のいずれかの方法による改修であること。 ア 内窓の取付け イ 外窓の交換 ウ ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から別の窓を取り付ける工法をいう。）又は建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。）によるガラスの交換 (3) 改修により、住宅の全ての窓の熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下になること。 (4) 高断熱窓への改修に要する資材が新品であること。 (5) 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。
HEMSの設置	次のいずれにも該当すること。 (1) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「E C H O N E T L i t e」規格の認証登録番号を取得しているものであること。 (2) 電力使用量を1時間以内の間隔で計測し、1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上のデータを蓄積できるものであること。 (3) 新品であること。 (4) 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。
電気自動車等充電設備の設置	次のいずれにも該当するもの (1) 住宅に設置されたものであること。 (2) V2Hを設置する場合は、V2H専用ブレーカーを設置していること。 (3) V2Hを除く電気自動車等充電設備を設置する場合は、分電盤に専用の分岐回路を設置していること及びテストボタンが付いた分岐回路用漏電ブレーカーを設置していること。 (4) 新品であること。 (5) 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。

別表第2（第6条関係）

補助対象事業	補助金の額
ネット・ゼロ・エネ	400,000円

ルギー・ハウスの新築又は購入	
太陽光発電設備の設置	設置する太陽電池の最大出力（モジュールの公称最大出力の合計値をいう。）に10,000円を乗じて得た額。ただし、90,000円を上限とする。
蓄電池設備の設置	蓄電容量に20,000円を乗じて得た額。ただし、100,000円を上限とする。
高断熱窓への改修	改修に要した費用の3分の1の額。ただし、200,000円を上限とする。
HEMSの設置	10,000円
電気自動車等充電設備の設置	50,000円

別表第3（第7条関係）

補助対象事業	添付書類
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入	<ul style="list-style-type: none"> (1) BELS評価書の写し又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウスであることを証する書類の写し (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築に係る工事請負契約書の写し又は購入に係る売買契約書の写し
太陽光発電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2) 設置した太陽光発電設備の総発電容量が確認できるカタログの写し (3) 新品であることが確認できる書類
蓄電池設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 蓄電池設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2) 設置した蓄電池設備の総蓄電容量が確認できるカタログの写し (3) 新品であることが確認できる書類
高断熱窓への改修	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高断熱窓への改修に係る工事請負契約書の写し。ただし、当該契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写し (2) 改修した高断熱窓の全景、製品名及び型番が確認できる写真 (3) 住宅全ての窓の位置が確認できる平面図及び立面図

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 住宅全ての窓の熱貫流率が確認できるカタログの写し (5) 高断熱窓への改修に要した資材が新品であることが確認できる書類
HEMSの設置	<ul style="list-style-type: none"> (1) HEMSの設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2) 設置したHEMSの全景、製品名及び型番が確認できる写真 (3) HEMSを設置した位置が確認できる平面図 (4) 設置したHEMSのカタログの写し (5) 新品であることが確認できる書類
電気自動車等充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気自動車等充電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (2) 設置した電気自動車等充電設備の全景、製品名及び型番が確認できる写真 (3) 電気自動車等充電設備を設置した位置が確認できる平面図又は立面図 (4) 設置した電気自動車等充電設備のカタログの写し (5) 新品であることが確認できる書類